

| | |
|--------|--|
| 廃止の可否 | <p>不可</p> <p>（理由） 司法書士は、他人の囑託を受けて、登記又は供託に関する手続について代理すること等を業とする者であり、その業務は、国民の権利の保全に寄与する公共性の高い業務である。 本連合会は、この司法書士の品位を保持し、その業務の改善を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として設立された法人であることから、廃止することは相当でないと考えます。</p> |
| 民営化の可否 | <p>本連合会は、事業の運営や役員を選任等を自主的に行っており、その運営経費は会費収入で賄い、政府からの補助金等の出資は受けていないことから、いわゆる「民間法人」に当たると考える。</p> |

| | |
|--------|--|
| 廃止の可否 | <p>不可</p> <p>（理由） 土地家屋調査士は、他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記につき必要な土地及び家屋に関する調査、測量及び申請 手続をすること等を業とする者であり、その業務は、国民の不動産に係る権利の明確化に寄与する公共性の高い業務である。 本連合会は、この土地家屋調査士の品位を保持し、その業務の改善を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連 絡に関する事務を行うことを目的として設立された法人であることから、廃止することは相当でないとする。</p> |
| 民営化の可否 | <p>本連合会は、事業の運営や役員を選任等を自主的に行っており、その運営経費は会費収入で賄い、政府からの補助金等の出資 は受けていないことから、いわゆる「民間法人」に当たると考える。</p> |